

平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人群馬大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56条。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめましたので、公表します。

1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めました。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び⑤建築物の設計のうち、①及び③～⑤については、平成30年度において該当する調達はありません。②については、自動車の賃貸借において環境配慮型プロポーザル方式による契約を行いました。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境物品等の調達の推進を図るための調達方針に基づいて、環境物品等の適切な調達に努めました。